

改 正 後										改 正 前									
個⑥062-1 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分用）【表面】 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書										個⑥062-1 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分用）【表面】 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書									
(平成 年分)					氏名 _____					(平成 年分)					氏名 _____				
資産区分	種類	①							種類	①									
	情報基盤強化設備等の名称	②							情報基盤強化設備等の名称	②									
	取 得 年 月 日	③	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·		取 得 年 月 日	③	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·				
	事業の用に供した年月日	④	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·		事業の用に供した年月日	④	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·				
	取得価額又は製作価額	⑤	円	円	円	円	円		取得価額又は製作価額	⑤	円	円	円	円	円				
	基 準 取 得 価 額 (⑤× $\frac{70}{100}$)	⑥							基 準 取 得 価 額 (⑤× $\frac{70}{100}$)	⑥									
所 得 税 額 の 特 别 控 除 額 の 計 算										所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算									
本年分	基準取得価額の合計額 (⑥の合計)	⑦	円	前年緑越分	差引本年税額基準額残額 (⑩-⑪)	⑪	円	本年分	基準取得価額の合計額 (⑥の合計)	⑦	円	前年緑越分	差引本年税額基準額残額 (⑩-⑪)	⑪	円				
	税額控除限度額 (⑦× $\frac{10}{100}$)	⑧			繰越税額控除限度超過額 (⑩の「平成 年分」)	⑯				税額控除限度額 (⑦× $\frac{10}{100}$)	⑧				繰越税額控除限度超過額 (⑩の「平成 年分」)	⑯			
	事業所得に係る所得税額	⑨			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑪と⑯のうち少ない金額)	⑯				事業所得に係る所得税額	⑨				同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑪と⑯のうち少ない金額)	⑯			
	本年税額基準額 (⑨× $\frac{20}{100}$)	⑩			所得税額超過構成額	⑯				本年税額基準額 (⑨× $\frac{20}{100}$)	⑩				所得税額超過構成額	⑯			
	本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額)	⑪			本年繰越税額控除額 (⑯-⑯)	⑯				本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額)	⑪				本年繰越税額控除額 (⑯-⑯)	⑯			
	所得税額超過構成額	⑫			所得税額の特別控除額 (⑬+⑯)	⑬				所得税額超過構成額	⑫				所得税額の特別控除額 (⑬+⑯)	⑬			
	本年分の特別控除額 (⑪-⑫)	⑭			所得税額の特別控除額 (⑬+⑯)	⑬				本年分の特別控除額 (⑪-⑫)	⑭				所得税額の特別控除額 (⑬+⑯)	⑬			
翌年緑越税額控除限度超過額の計算										翌年緑越税額控除限度超過額の計算									
年 分	前年緑越額又は本年税額控除限度額	⑯	本年控除可能額等	翌年緑越額 (⑯-⑯)					年 分	前年緑越額又は本年税額控除限度額	⑯	本年控除可能額等	翌年緑越額 (⑯-⑯)						
	平成 年分 (前年分)	円	円	円						平成 年分 (前年分)	円	円	円						
	本年分	(⑯の金額)	(⑯の金額)	外						本年分	(⑯の金額)	(⑯の金額)	外						
	合 計									合 計									
情報基盤強化設備等の概要										情報基盤強化設備等の概要									

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥062-1 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分用）【裏面】</p> <p style="text-align: center;">情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成22年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第3項及び第4項に規定する情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「②」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「③」欄には、平成22年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。 (2) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (3) 「⑧」欄には、平成22年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (4) 「⑨」欄には、平成22年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。次の算式により計算した額を記載します。 (5) 「情報基盤強化設備等の概要」には、その機械設備等が事業基盤強化設備等に該当することの詳細を記載します。 <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>旧措法第10条の6（この制度は、平成22年3月31日をもって廃止されました。）、平成22年所法等改正法附則第55条</p>	<p>個⑥062-1 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分用）【裏面】</p> <p style="text-align: center;">情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成22年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第3項及び第4項に規定する情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「②」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「③」欄には、平成22年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。 (2) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を記載します。 (3) 「⑧」欄には、平成22年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (4) 「⑨」欄には、平成22年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 (5) 「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。 (6) 「⑯」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑭」欄のBの金額を記載します。 (7) 「⑳」欄の外書には、措法第10条の7の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。 <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>(8) 「情報基盤強化設備等の概要」には、その機械設備等が事業基盤強化設備等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>旧措法第10条の6</p>